

○公社の概要

- 名称 公益財団法人岐阜県浄水事業公社
- 理事長 兼山 鎮也
- 所在地 〒504-0923 各務原市前渡西町 1521 番地
- 設立 平成2年9月20日
- 公益財団移行 平成25年4月1日
- 基本財産 40,000千円（岐阜県20,000千円、流域市町20,000千円）
- 従業員数 12名（常勤役員2名を除く）
- 根拠 公益財団法人→整備法第44条（特例民法法人→旧民法第34条）
- 設立目的 岐阜県が設置する流域下水道施設の運営管理業務を行うほか、下水道に関する知識の普及、啓発等の事業を行うことにより、岐阜県及び県内市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。
- 設立経緯
(設立趣意書)

下水道は安全で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質の保全等住民が健康で文化的な生活を営むために不可欠の公共施設であり、その整備は急務となっている。

本県においても、県・市町村ともに下水道の整備を積極的に推進しているが、特に木曾川及び長良川流域については都市化の進展に伴う水質の悪化を防止するため県が事業主体となり4市9町と協力して木曾川右岸流域下水道事業に取り組んでいる。

この下水道の機能を十分に発揮させるためには、関係市町と密接な協力体制の下に、適正かつ効率的な維持管理を行う必要がある。このため県と関係市町は、木曾川右岸流域下水道の供用開始にあたり、それぞれの役割を担い、共同して運営することを基本理念とした「財団法人岐阜県浄水事業公社」を設立することとした。

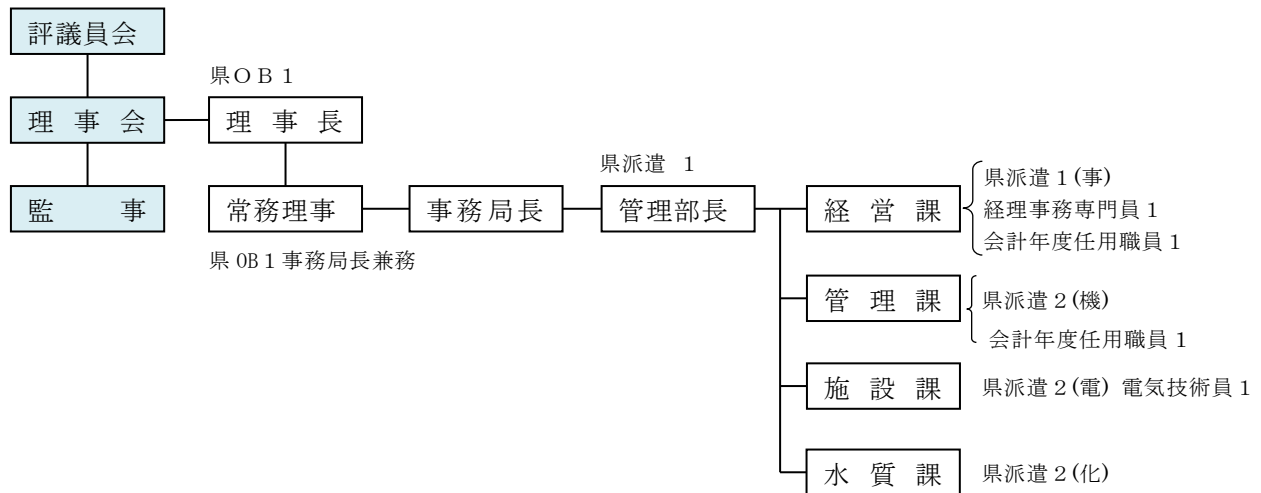
この公社は、木曾川右岸流域下水道の維持管理に関する業務を受託することを主たる業務とし、水質分析等の受託、下水道技術者の養成、下水道技術・経営の調査研究、下水道知識の普及啓蒙等を行い、県及び市町村の下水道事業の推進に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与しようとするものである。
- 公益目的事業
(定款第4条)
 - ① 流域下水道施設の運営管理業務に関すること。
 - ② 下水道の水質分析等業務に関すること。
 - ③ 流域下水道施設の植栽等管理業務に関すること。
 - ④ 下水道知識の普及及び啓発に関すること。
 - ⑤ 下水道技術者の養成に関すること。
 - ⑥ 下水道技術の調査研究に関すること。
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

➤ 組織(令和3年4月1日現在)

常勤役員・・・県OB 2人

常勤職員・・・県派遣 8人、一般職員(経理事務専門員) 1人、特例職員(電気技術員) 1人

非常勤職員・・・会計年度任用職員 2人



➤ 事務局職員(令和3年4月1日現在)

区分	人員	常勤		非常勤	備考
		事務	技術		
事務局長	(1)	(1)			常務理事兼務(県OB)
管理部長	1		1		県派遣 1
経営課	3	2		1	県派遣 1(事務)、経理事務専門員 1、会計年度任用職員 1
管理課	3		2	1	県派遣 2(機械)、会計年度任用職員 1
施設課	3		3		県派遣 2(電気)、電気技術員 1(県OB)
水質課	2		2		県派遣 2(化学)
計	12	2	8	2	常務理事兼務を除く

※県派遣職員 8名